

チリ国鮭鱒養殖に関する各種法令

1. 2017年改正漁業法の公布
2. 大量斃死発生時の対応(2017年1月)
3. 漁業法に関する新法令(2017年8月)
4. 親魚育成に関する新たな規制

1. 2017年改正漁業法の公布

漁業法の公布・改正

- ・2017年、新たに2件の改正漁業法が公布された

年代	内容
2009年	養殖密度の基準値設定、ゾーン制の導入
2011年	底質環境分析(INFA)の導入
2012年	魚病(ISA、SRS、カリグス)関連の法令
2014年	養殖密度規制法
2016年5月	養殖密度規制法改定、導入初期高密度飼育
2016年8月	鮭鱒養殖に関する新法令(エリア別PRSi)
2017年1月	大量斃死発生時の対応に関する法令
2017年8月	鮭鱒養殖に関する新法令(可動PRSi)

2. 大量斃死発生時の対応(2017年1月)

大量斃死発生時の対応

- ・2016年2月～3月の赤潮被害を受けて、養殖現場において大量の斃死魚が発生した場合の対応を制度化

斃死魚処分のプロセス

①斃死魚のモニタリング

- ・赤潮等による大量斃死の兆候が見られた場合、7日間斃死尾数をモニタリング
- ・7日間の総斃死魚重量が15tを越えた場合、“大量斃死発生拠点”と見做される

②チリ当局への報告

- ・上記条件に該当した拠点は、具体的な処分方法を検討し、24時間以内にチリ当局(SERNAPESCA)へ報告
- ・斃死魚の総重量に応じて処分期限が定められており、これを順守しなければならない

赤潮による大量斃死(2016年3月)



Chilenos diseñan solución para mitigar los efectos por bloom de algas

チリ業界紙HPより抜粋

総斃死重量(t)	処分期限
300 t以下	48時間以内
301 t～700 t未満	72時間以内
700 t以上	96時間以内

3. 漁業法に関する新法令(2017年8月)

Plan de Reducción de Siembra individual (PRSi)

(事業者別スマルト導入削減計画)

- ・基本となる法案は2016年8月に公布されたものであるが、適用エリアが限定されるエリア別PRSi (PRSi Fijo) に加えて、他の養殖エリアに幅広く展開可能な**可動PRSi (PRSi Movil)**が新たに追加された
- ・エリア別PRSi、**可動PRSi**共に、前回サイクルの養殖成績(斃死率、カリグス被害等)を参考に、各拠点の最大収容尾数を事業者が決定する点は共通

PRSi評価基準と削減率

PRSi削減率指標		前回サイクル斃死率			
		0% - 10%	10.1% - 14%	14.1% - 20%	0% - 10%
カリグス薬浴 1生簀あたり平均回数	規定回数の50%未満	-3%	-6%	-12%	+3%
	規定回数の50%以上	-6%	-12%	PRSi適用外	-

例) PRSiによる収容尾数の算定

海面拠点	前回サイクル導入尾数(千尾)	斃死率	PRSi	最大導入尾数	次回導入尾数
A	1,000	10%	25%削減	2,250	1,250
B	1,000	12%			1,000
C	1,000	15%			0
計/平均	3,000	12%			2,250

2シーズン続いて高成績だった場合、3%増産可能

拠点Cは前回サイクルの成績が悪い為、より高成績が期待される拠点Aに生産を集中

3. 漁業法に関する新法令(2017年8月)

エリア別PRSiと可動PRSiの違い

エリア別PRSi (PRSi Fijo) **バリオ2のPRSi**

同一エリア内にある複数の拠点を対象として、事業者が任意に導入尾数を調整可能

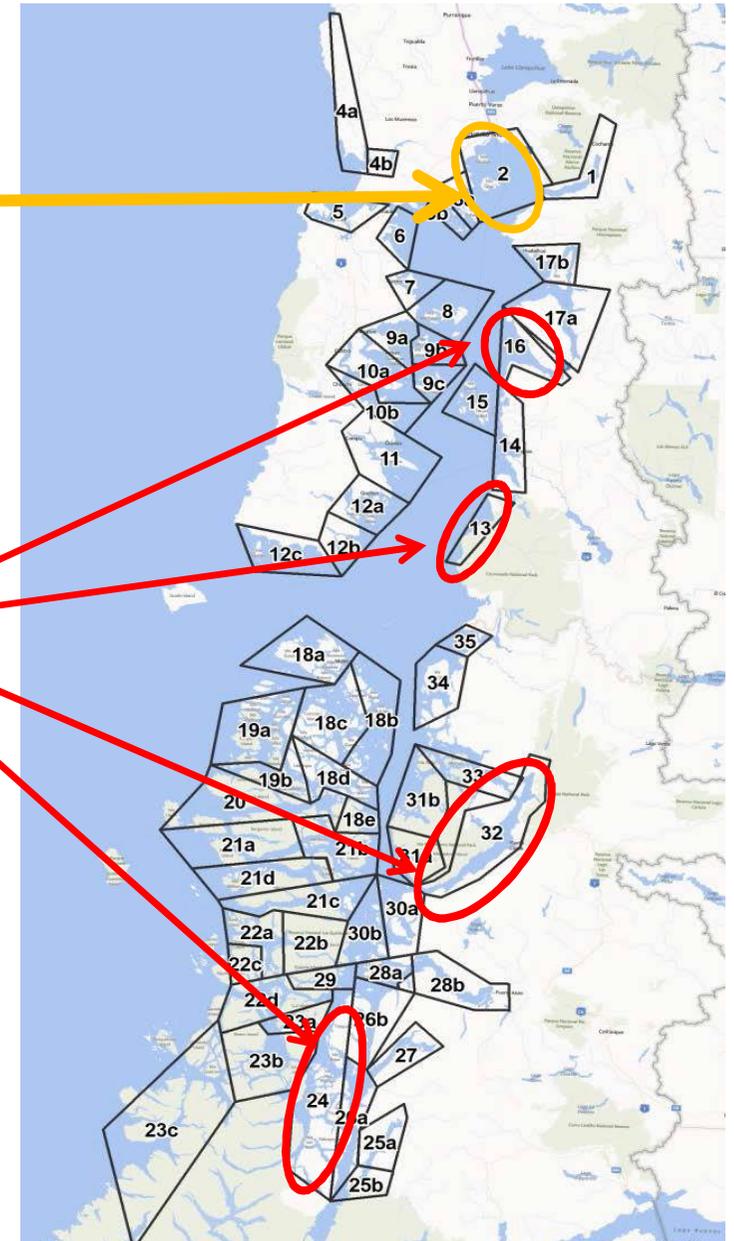
例) バリオ2についてPRSiを算定した場合、バリオ2内に存在する拠点のみが対象となる

可動PRSi (PRSi Movil) **バリオ2のPRSi**

特定エリアの実績から算定した導入尾数を、複数のエリアに展開することが可能

例) バリオ2の結果から算定したPRSiを、他のバリオに応用することができる

よりフレキシブルな生産調整が可能



4. 親魚育成に関する新たな規制

2011年: 淡水拠点での親魚育成を義務付ける法律
 当初、2015年9月までに移行する予定であったが、
 養殖業界の現状、実態を鑑み、2年間延長された
 延長後の期限: 2017年9月13日

淡水拠点での親魚育成に向けた施策

- 拠点間の距離は「7海里以上」
- 淡水拠点への高額投資
- 海面拠点での育種プログラムを義務化

拠点間の距離と収容尾数のルール変更

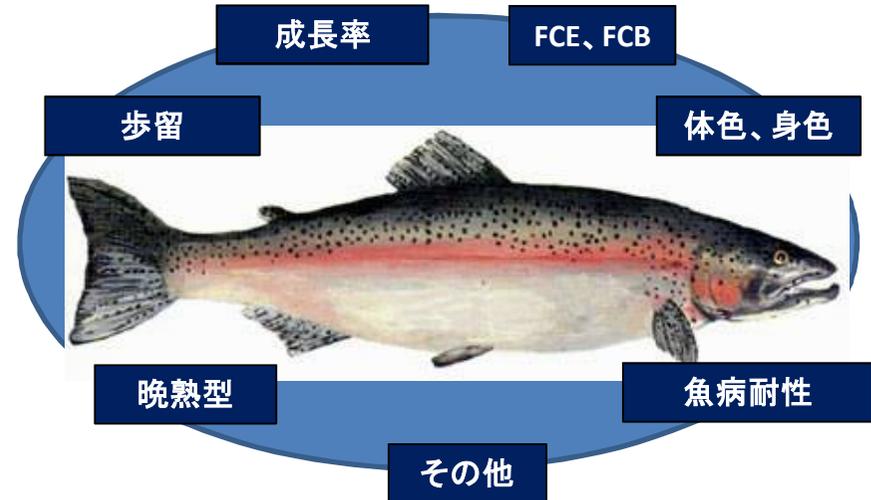
改定前: 距離は「7海里以上」、収容尾数は一定

改定前	
拠点間の距離(海里)	最大収容尾数
7以上	各エリアの規定尾数に準ずる

改定後: 拠点間の距離により生産計画変更

改定後	
拠点間の距離(海里)	最大収容尾数(千尾)
2.5以上	300
2.0~2.4	250
1.5~1.9	200
1.0~1.4	150
0.5~0.9	100

育種プログラム PROGRAMA DE MANEJO GENÉTICO - PMG



親魚育成拠点の運営ルール変更

項目	現行	変更後
ACSが定める休漁期の免除	×	○
種苗導入期間(最初の種苗導入から3ヵ月以内)の制限除外	×	○
ACSが定める養殖密度規制、リスクスコアの適用外	×	○
SUBSECRETARIA DE PESCAの養殖密度ルールを適用	○	○
任意のタイミングで淡水親魚施設へ親魚を移送できる	×	○
採卵6ヵ月前(アトランは1年)の移送を義務付ける	×	○
通常の生産拠点から親魚候補(最大1千尾)を移送可能	×	○
親魚育成拠点での試験(ワクチン、機能的飼料等)禁止	○	×

ACS: Agrupación de Concesiones de Salmónidos

養殖鮭鱒業者が倒産した場合の 海面使用権の取り扱い

一般漁業法 (La Ley General de Pesca y Acuicultura, LGPA)

- ・08～09年にかけて発生したISA(ウイルス病)被害により、チリ国内の多数の養殖業者が経営危機に追い込まれた。
- ・2010年、一般漁業法(LGPA)が改正され、企業が銀行に負った高額債務に対する担保として、海面使用権(コンセッション)を抵当に入れることが認められた。

養殖会社が破産した場合

- ・倒産企業が所有する海面使用権は、抵当権(銀行等)を有する者に譲渡される。抵当権者は、負債額の補填を目的として、第三者に海面使用権を売却(競売)する。
- ・海面使用権が取り消される、もしくは国に返還する等の義務はなく、企業間で売買されるケースが一般的である。